

大阪府済生会茨木病院 奨学金規定

(目的)

第1条 本規定は、社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会茨木病院（以下「当院」という）の奨学金貸与について必要な事項を定めたものである。

(名称)

第2条 この制度の名称は「大阪府済生会茨木病院奨学金制度」とし、奨学金貸与を受ける者を「奨学生」とする。

(奨学生の資格)

第3条 奨学金の貸与を受ける奨学生は、人物、学業ともに優秀で、かつ身体強健、奨学生として当院の奨学措置を受けることが適当と認められる者とする。

(奨学生の選考)

第4条 奨学生の選考は書類審査、適性検査、小論文および面接により行うものとする。

(奨学生の応募資格)

第5条 次の各号の条件を満たす者とする。

- (1) 看護師を養成する4年制大学、短期大学、専門学校または高等学校（看護科）に在学し、卒業と同時に当院における看護師、助産師業務に従事する意思を有する最終学年ではない学生。
- (2) 入職予定時の年齢が26歳未満であること。
- (3) 公募した募集締め切り日までに必要書類が提出されていること。

(奨学生の募集定員)

第6条 上限3名とする。

(奨学生の義務)

第7条 奨学生は当院の理念を理解するとともに、看護師等の資格取得を目標に勉学に励むこと。

- 2 奨学生は修学状況報告書を、貸与初回年度の8月から9月および初回年度の修了時（3月）最終学年の12月に看護部へ提出すること。
- 3 奨学生は居住および連絡先を明らかにし、これに変更があった場合は速やかに届け出ること。
- 4 最終学年時に、大阪府済生会茨木病院看護職員採用面接を受験すること。

(奨学金の貸与金額)

第8条 奨学金貸与額は月額50,000円とし、無利子とする。

(奨学金の貸与方法)

第9条 奨学金貸与は6月、9月、12月、および3月の当院の指定日払いとし、その日が日曜日または祝日(国民の祝日に関する法律に規定する日)並びに金融機関が休日に当たるときにはその前日に指定の口座に振り込むものとする。

2 奨学金の貸与については、それぞれの該当月までの奨学金を貸与するものとする。

3 第7条2項に規定する修学報告書の提出がない場合は奨学金貸与はされない。

(奨学金の貸与期間)

第10条 奨学金貸与期間は24ヶ月を限度とする。

(奨学金貸与の停止)

第11条 奨学生が学業途中で傷病、またはやむを得ない理由で休学したときは、休学した日の属する月の翌月から、復学した日の属する月の前日までの期間の奨学金貸与を停止する。

(奨学金貸与の取り消し)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当すると至ったときは、奨学生の貸与を取り消す。

(1) 退学・停学処分になった場合。

(2) 健康上あるいは学業成績不振者または、性向不良で成業の見込みがないと認めた場合。

(3) 本人もしくは法定代理人(親権者または後見人)から奨学金貸与辞退の申し出があった場合。

(4) 虚偽、および不正な方法により奨学金を受けたことが明らかになった場合

(5) 死亡した場合。

(6) その他第7条に規定する奨学生としての義務を守れないような状況があり、当院が奨学生として不適当だと認めた場合。

(奨学金の返還)

第13条 奨学生は、看護師の資格を取得できなかった場合、または奨学金貸与を取り消されたときは、奨学金を返還しなければならない。その際、一括返済せず、分割して返済する場合は、新たに金銭消費貸借契約を締結しなければならない。

2 返済債務につき紛争が生じた場ときは、調停を試みることができる。

3 奨学生は、いつでも返還をすることができる。

(奨学金の返済免除)

第 14 条 奨学金の貸与を受けたものが次の各号の一に該当するに至った場合には奨学金の返済を免除する。

(1) 卒業と同時に当院の職員となり、奨学金の貸与を受けた期間に加えて 1 年間勤務した場合は、奨学金の全額免除をすることができる。

(2) 学校在学中、または卒業後の勤務中に死亡した場合。

(3) その他病院長が相当と認めた場合

(4) 第 1 項第 1 号に定める機関に満たないで離職した場合は、規定の基準により計算した額の返済を免除する。

(5) 勤務期間に産休・育休・欠勤・休職等の休職期間は含まない。

(契約書)

第 15 条 奨学生となり、この規定の奨学金の貸与を受けることを希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 契約書 (別紙様式第 1 号)

2 原則、奨学生は 2 人の保証人を立て、連帯保証人承諾書を提出しなければならない。保証人のうち 1 人は原則として父、母等の同居の親族であること。

3 貸与希望者が未成年の場合は前項の契約内容に法定代理人 (親権者または後見人) の同意を得て、同意書 (別紙様式第 2 号) を提出しなければならない。

4 法定代理人 (親権者または後見人) は連帯保証人とならなければならない。

5 奨学生は、卒業後大阪府済生会茨木病院の職員となり、その後退職する際、第 14 条適応に関わらず、奨学金貸与金に残額がある場合、退職金からその残額を控除することができる。

(貸与の決定)

第 16 条 前条の規定により奨学生が決定した場合は奨学金決定通知書により申請者に通知する。

(改定履歴)

平成 24 年 11 月 15 日改訂

令和元年 9 月 2 日改訂